

[参考] 別紙 1

聖籠農業振興地域整備計画の変更理由書

1 聖籠農業振興地域整備計画の変更理由（法第 13 条第 1 項）

付図番号 1-1、1-2、1-3、1-4 については、経済事情の変動その他情勢の推移により農用地区域内において開発の必要性が生じたため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により、聖籠農業振興地域整備計画を変更するものである。

2 農用地利用計画の変更

(1) 編 入

付図番号	編 入 箇 所 (大字、字、地番)	農用地区域への編入理由	編入面積 (登記簿地目)	編入後の 用途区分
—	—	—	—	—

(2) 除 外

付図番号	除 外 箇 所 (大字、字、地番)	除外前の 用途区分	農用地区域からの除外理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後の 用途
1-1 1-2 1-3 1-4	次第浜字柿木 3302 番地 5	農用地	農振法第 13 条第 2 項該当 具体的理由：現在、県道次第浜新発田線（以下、「県道」という。）と町道次第浜 1 号線（以下、「町道」という。）が国道 113 号線（以下、「国道」という。）の交差点において直線になっていない状況にある。 新潟県がこの状況を解消するために、県道と町道を直線で結ぶ交差点に改良する工事を令和 9 年度から実施し、その一環として県道及び国道の拡幅工に伴い宅地の一部並びに車庫及び小屋が事業用地（151 ㎡）となることから、当該地の居住者の申出により、宅地内の車庫及び小屋を移設させる代替地を創設するため、農振除外をするもの。 法定要件に係る適合理由は別紙のとおり。	217 ㎡ (田)	車庫及び倉庫用地

(3) 用途変更

付図番号	変 更 箇 所 (大字、字、地番)	変更前の 用途区分	用 途 変 更 の 理 由	変更面積 (登記簿地目)	変更後の 用途
—	—	—	—	—	—